

土木工事、採石等において火薬類を譲受・消費する場合の手続（法第17条、第25条）

○ 提出書類

- ① 火薬類譲受・消費許可申請書・・・様式No.1
- ② 火薬類消費計画書・・・様式No.2
- ③ 火薬類取扱従事者名簿・・・様式No.3
- ④ 位置図(縮尺1：50,000以上)
- ⑤ 状況図(縮尺1：1,000以上)

(注) ア火薬類の消費場所を朱書きすること。
イ消費場所から100m以内を危険区域として設定すること。
ウ危険区域内における保安物件を全て表示すること。
エ火薬類取扱所、火工所の位置を表示すること。
オ見張人等の位置及び待避場所を表示するとともに、火薬類の消費に関連する事項の全てを記入すること。

- ⑥ 工事計画図(縮尺1：1,000以上)

- ⑦ 譲受及び消費の目的を証する書面

(注) 土木工事等の場合は、工事発注証明書又は請負契約書の写、岩石採取の場合は、岩石採取計画認可書の写とする。

- ⑧ 火薬類消費同意書・・・書式例No.2

(注) 危険区域内における保安物件所有者全ての同意を得ること。

その他、危険区域内で、立入禁止等の措置を行うことにより影響を受ける者についても、必要に応じて同意を得ること。

- ⑨ 土地使用承諾書(注6)・・・書式例No.3

(注) 他人の土地で火薬類を消費する場合、又は火薬類取扱所、火工所設置場所及び運搬通路として他人の土地を使用する場合は、土地使用の承諾を得ること。

ただし、岩石採取計画認可又は工事請負契約等に基づく場合で、消費について使用する土地が、許可区域又は工用地区域等の範囲内である場合は除くことができる。

- ⑩ 保管、貯蔵委託承諾書・・・書式例No.6

- ⑪ 保安手帳等

(注) 火薬類譲受・消費許可申請時に、保安手帳及び火薬類取扱従事者手帳を持参し、確認を得ること。

- ⑫ 委任状(申請者が代理人である場合)・・・書式例No.1

- ⑬ 火薬類取扱所及び火工所の写真(全面、側面、裏面及び境界柵を含む全景の写されているもの新たに火薬類の消費をする場合及び移設等をした場合に限る)及び構造を示す図面

(注) 火薬類取扱所、火工所を設置していない場合は、許可後10日以内に写真を提出すること。

留意事項：申請に係る火薬又は爆薬の消費見込み量が1月に25kg以上の場合にあつては、別途火薬類取扱保安責任者選任届が必要となる。事務手続については、「火薬類取扱保安責任者等の選任・解任をする場合の手続」の項目を参照のこと。

なお、この場合において、引き続いて、同一消費地において同一の目的に消費する場合で保安責任者等の選任状況に変更がない場合は、不要である。

- 提出部数 1部 (ただし、公安委員会への意見照会基準に該当する場合は、2部提出)

- 提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班 (ただし、火薬又は爆薬25kg未満、工業雷管又は電気雷管250個未満、導火線又は導爆線250m未満の場合は火薬類の消費する場所を所管する県土木(建築)事務所)

- 手数料 6,900円(ただし、申請に係る火薬類の数量が25kg以下の場合は3,500円。山口県収入証紙を貼付すること。)

火薬類取締法第 52 条第 1 項に規定する公安委員会への意見照会の基準は、次のとおり。

- 1 火薬類の消費が次に掲げる各号の一に該当する場合に消費許可をしようとするとき。ただし、土地の形状その他付近の状況により危険の恐れがないと認められる場合及び道路のうち交通不能区間又は全面通行止がなされている場合を除く。
 - (1) 次に掲げる道路及びその周辺おおむね100m以内の地域で消費する場合
 - ア 高速自動車国道
 - イ 一般国道
 - ウ 主要県道
 - エ 基幹的農道
 - オ 大規模林道
 - カ 一般県道又は市町村道のうち交通量がアからウまでに掲げる道路に類似するもの
 - (2) 工場用地のうち(1)に掲げる道路に類似したもの及びその周辺おおむね100m以内の地域で消費する場合
 - (3) 一般県道又は市町村道に沿接した地域で消費する場合
 - (4) 火薬類取締法施行規則第 1 条に規定する第 1 種保安物件又は常時相当数の人が出入りする場所及びこれらの周辺おおむね100m以内の地域で消費する場合
 - (5) 消費場所を起点としておおむね半径30mの範囲に家屋が存在する地域で消費する場合
- 2 煙火の消費許可をしようとするとき。
- 3 火薬類取締法施行令第13条第 1 項第 3 号の規定による意見照会は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 申請者が申請の前日 1 年以内に、火薬類取締法第17条第 3 項又は第25条第 3 項の規定に基づく許可の取消しを受けたことがある場合又は県公安委員会から申請者に係る同法第52条第 4 項の規定に基づく措置の要請を受けたことがある場合において、火薬類の譲受け、譲渡し又は消費許可をしようとするとき。
 - (2) 鉄道又は軌道及びこれらの周辺おおむね100m以内の地域(50m以上の地域であつて土地の形状その他付近の状況により危険がないと判断される場合の地域を除く。)で消費する場合に消費許可をしようとするとき。
 - (3) 付近住民から許可権者に対し、火薬類の消費について反対陳情(原則として文書によるものとする。)があつた場合に消費許可をしようとするとき。
 - (4) 災害、騒乱その他地方の静穏を害する恐れがあると認め県公安委員会から文書で許可権者に申し入れがあつた期間に火薬類の譲受け、譲渡し又は消費許可をしようとするとき。

なお、申し入れについては、緊急を要する場合には口頭で行つた後、文書によるものとする
 - (5) 爆薬の譲受消費許可申請数量が10トンを超え、かつ、その 1 回の最大消費数量が 1 トンを超える場合に消費許可をしようとするとき。
- 4 許可権者が、一般警察上の見地から意見照会が必要であると認めた場合